

TBCグループ株式会社

次世代育成支援対策推進法に基づく第7次行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

I. 計画期間 令和5年3月16日 ～ 令和8年3月15日

II. 計画内容

◇目標1◇ 産前産後休業・育児休業の取得しやすい環境を整備し、育児休業を希望した社員の育児休業取得率100%の維持

【対策】

- ・育児、介護休業等の改正に準じて、随時社内規定の見直しを図り、改定する。
- ・研修等を通じて産前産後休業、育児休業についての周知や説明を行い、制度取得推奨および周囲の理解を深める。
- ・社員から申し出もしくは相談があった場合は、産前産後休業、育児休業の制度や手続きについて説明をし、適切なアドバイスを行う。
- ・休業から復帰した社員に対し、短縮変形勤務制度や育児時間制度、企業主導型保育の導入等の利用により育児との両立を支援する。

◇目標2◇ 柔軟な雇用環境の整備と年次有給休暇取得推進等のワークライフバランスの向上

【対策】

- ・勤怠管理システムにより、即応的な労務管理を行い、効率的な業務運営を図る。
- ・9時間以上の勤務間インターバルを設けることにより、社員の健康とワークライフバランスを確保する。
- ・年次有給休暇について年間5日以上取得義務を履行し、積極的に取得率向上を促進する。
- ・育児に従事する社員より申し出があった場合、1カ月について24時間、1年間について150時間を越えて時間外労働をさせない。また、午後10時より午前5時までの深夜業をさせない。
- ・出産や子育てによる退職者について再雇用制度を継続する。
- ・再雇用された社員で、本人の希望があれば、正社員から契約社員へ、もしくは、契約社員から正社員へ雇用形態を変更する。

以上